

日本のTYPE FACE事件の裁判例

モトヤ対ベントン「M1」著作権侵害差止等請求事件：大阪地裁昭和51（ワ）190昭和52年2月24日和解

この事件で大江裁判長は、「書体に著作権はないというのが一般的であるというような前提はとらない。」という姿勢を最初から明示されたが、同裁判長の勧告により和解がなされ、被告は一定期限内でその活字の製造販売を中止することになった。

八木昭興対桑山弥三郎・柏書房「ヤギ・ボールド，ヤギ・ダブル，ヤギ・リンク・ライト，ヤギ・リンク・ダブル」著作権侵害差止等請求事件：東京地判昭和54年3月9日棄却／東京高判昭和58年4月26日棄却／最高和解昭和60年4月1日➡著作権侵害なしと認定（判時934号74頁・同1074号25頁）

・被告桑山は、世界のTFを収集した著書の中で、前記名称のTFを紹介したが、その出典は掲載しても、著作者は不詳としていた。原告八木はその事実を発見し提訴した。しかし、桑山は、調査しても不明であったから不詳で発行しただけであり、故意も過失もないし、自分はTFについての著作権論者だと主張していた。

八木は、桑山が無断で著書に自分のTFを掲載したことは著作者侵害となると提訴したが、地裁も高裁も棄却の判決をした。著作者人格権（氏名表示権）については争っていない。

・文字および記号は、様々な態様をとりうる書体をもって、はじめてかつ専らこれによって表出されうるものであり、書体を伴わない文字等はない。書体は文字等と不可分に存しているというべきである。したがって、書体について独占的排他的な権利である著作権を認めることは、万人共有の文化的財産たる文字等について、その限度で、その特定人にこれを排他的に独占させ、著作権法の定める長い保護期間にわたり、他人の使用を排除してしまうことになり、容認しえないところである。

・書や花文字のあるもののように、文字を素材としたものであっても、専ら思想また

は感情にかかる美的な創作であって、文字等が本来有する情報伝達という実用的機能を果たすものではなく、美的な鑑賞の対象となるものであるときは、文字等の実用的記号としての本来的性格を有していないから、著作物性を有する。

- ・文字等ひいてその書体は、その本来の性質として、必要に応じ、大小、太細、濃淡などの態様、黒、青などの色彩をもって、種々の素材上に、思想または感情を表現する文を構成するための手段として、組み合わせられて用いられるべきものであることはいうまでもなく、この意味で、まさに実用的なものである。

- ・一般に、実用的なものが、おのずから様々に美的な表現を包含するのは当然であり、現に、文字等の広く一般に用いられている書体においても、そのままで美的な表現を十分に具えており、また日常個々人が作出する書体も、美的な創作的表現を様々に具えることが多いことは疑いの余地のないところで、むしろ実用的なものこそ、美的かどうかは優れて主観的な趣を有するものであるとはいえず、多くの優れた美をおのずかと具現するものである。

- ・著作権法上の著作物性は、美的な価値の多寡高低によって決せられるものではなく、単に美術の範囲に属するか否かによって決せられるものであって、文字等の書体について美的な表現を創作するにあたっての労作の多少などは、著作物性の決定については考慮されるべきではない。

- ・文字等の書体は、結局、著作物として、特定人に付与される排他的権利の対象とされないものというべきである。

- ・著作権法が2条1項1号の「美術の範囲に属するもの」とした著作物は、そのうち実用に供されるものについては、創作されたときに、これを客観的にみて、鑑賞の対象と認め得る一品制作の著作物をいうものと解する。

- ・著作権法の規定全体を通してみても、実用に供され、あるいは産業上利用される、本来、量産の予定されることが外観からも認められるような美的な創作物について、これを著作権法による保護の対象としたものと理解できるような規定（意匠法など工業所有権制度との調整措置など）は見出せない。

- ・かえって、現行著作権法の審議過程においては、「実用に供され、あるいは、産業上利用される美的な創作物」（応用美術）の保護について、「応用美術とくに図案、

ひな型などは、その産業上の利用に関しては、意匠法または商標法の適用を受けるものであるから、これらについて著作権法による保護を図る場合には、意匠法など工業所有権制度との調整に配慮しなければならない。……単純に図案などを絵画、彫刻などと全く同様に著作権法によって保護することとすると、両制度の重複によって、従来意匠法などを基調としてその秩序を保ってきている産業界に対し、著作権制度、工業所有権制度双方の利点を取り入れた個別のより効果的、合理的な保護制度の検討が必要である。

右調整措置の法制化が困難な場合には、今回の改正においては、保護の対象を、実用品自体については、美術鑑賞の対象たり得るいわゆる一品制作の美術工芸品に限定し、量産される実用品は、それが美的な形状、模様あるいは色彩を有するものであっても、著作権法による保護の対象とはせず、図案などについては、将来、効果的な保護の措置を検討すべきものである旨、述べられている。

- ・著作権法の規定内容と右の立法過程における審議内容とを併わせ考えてみても、著作権法が実用に供されるもので「美術の範囲に属する」著作物としたのは、創作されたときにこれを客観的にみて鑑賞の対象となるべき絵画、彫刻などと同視し得るような一品製作の美術工芸品であると解するのが相当である。

- ・右の立法過程において期待された著作権法と意匠法など工業所有権制度との調整措置が現在なお実現されていないからといって、著作権法についての右の解釈を変更することはできない。けだし、意匠法などを含む工業所有権制度における調整措置なしに、著作権法による保護の対象をひろげることは、これまで意匠法などを基調として確立されてきた工業所有権制度内の法的秩序を大きく乱すことになるからである。

- ・そこで、本件各文字および本件文字セットは、それぞれ「一組のデザインとして、印刷、タイプライター、その他の印刷技法によって文を組立てる手段として意図された」タイプ・フェイス（書体）であり、本件各文字にはデザインが施されているとはいえ、各文字などは本来的にそれらの組合せによって情報伝達という実用的機能を期待されたものであり、そこに美の表現があるとしても、文字等についてすべての国民が共通に有する認識を前提として、特定の文字なり、数字なりとして理解され得る基本的形態を失ってはならないという本質的制約を受ける。この点からしても、本件各

文字を美術鑑賞の対象として絵画や彫刻などと同視しうる美的創作物とみることはできない。

・また、本件文字セット（各一揃い）を客観的にみても、タイプ・フェイスとして文を組立てる上での実用的利用目的のために、アルファベット、各種記号、数字の順に配列されたものとみられ、この配列形態によって、鑑賞の対象として絵画や彫刻などと同視できる鑑賞美術の著作物を創作的に表現したものとは認められない。

・この東京高裁の判決は、東京地裁の判決をさらに徹底し、タイプフェイスの著作権法による保護を完全に否定してしまった。それは、著作権法で保護する著作物は美的価値の多寡高低で決められるものではなく、「単に美術の範囲に属するか否かで決められるのであって、美的な表現を創作するにあたっての労力の多少などは、著作物性の決定については考慮されるべきものではない」と言い切っていることに象徴される。

しかし、このような著作権法2条1項1号の「著作物」についての解釈は、正に本末顛倒であろう。著作物とは、思想または感情を創作的に表現したものであることが唯一の成立要件であって、それが文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するものであるかどうかという問題は、その結果にすぎないのである。

ちなみに、ベルヌ条約2条(1)によれば、「“文芸および美術の著作物”には、表現の方法または形式のいかんを問わず、……のような文芸、学術および美術の範囲に属するすべての作品を含む (the expression “literary and artistic works” shall include every production in the literary, scientific and artistic domain, whatever may be the mode or form of its expressions, such as……)」と規定されている。そして、わが国著作権法にいう著作物の場合もまた、大略どれかの範囲に属するものでありさえすれば十分なはずである。

この判決は、主観的には創作者の目的、客観的には鑑賞性のいかんによっては、純粋美術と応用美術とを峻別し、前者の保護法は著作権法、後者の保護法は意匠法と割り切った。すなわち、きわめて形式論的に差別することによって、本件デザイン書体の保護問題を解決しようとしたのである。このような判決は、現行著作権法の改正審議会の意向にしたがって出された結論であり、当時の立法者の意思の範囲を出ていないといえよう。

・しかし、最高裁においては受命裁判官の勧告により、次の内容を以って和解した。

- 1) 上告人および被上告人は、今後創作されたタイプ・フェイスを出版物に引用する場合には、創作者の了解を得た上、その氏名を明記する慣行を作ることに努力する。
- 2) 被上告人は、上告人に対し、本件出版物に上告人が創作した本件タイプ・フェイスを引用する際、その創作者が上告人であることの調査が不十分であったため、その引用部分につき上告人の承諾を得なかったことおよび引用部分に上告人の氏名を表示しなかったことについて、本日遺憾の意を表す。

この和解によって、上告人（原告）は被上告人（出版社）に対する上告を取り下げ、被上告人（編著者）に対する請求を放棄することになった。受命裁判官が和解を勧めたからといって、タイプフェイスのデザインに著作物性を認めたとは限らないけれども、控訴審までの判決を確定させず、和解で収拾した意義は大きい、

桑山・林・伊藤・長田対京橋岩田母型「タイポス」不競法違反差止請求事件：東京地判昭和55年3月10日棄却／東京高判昭和57年4月28日棄却／最高和解昭和60年10月16日（判時1057号4項） ➡不競法違反なしと認定

・桑山らは、もともとTFは著作物で著作権が発生していると主張する著作権論者であったが、前記「ヤギ事件」では被告に立たされたことから、著作権侵害を主張できず、やむなく旧不競法1条1項1号に基いて差止請求をし、また不法行為に基く損害賠償請求をした。

しかし、判決は、旧法1条1項1号～6号に規定する商品とは有体物をいい、無体物は含まれないから、書体「タイポス45」の商品性を否定した。

また、「タイポス45」の創作者による「写植用文字盤」の商品主体性を否定した。

しかし、最高裁では受命裁判官の勧告により、次の内容を以って和解した。 ➡後記事件の大阪高裁の和解を参照

- 1) 被上告人は、本日以降、東京地方裁判所昭和51年（ワ）6007号不正競争行為の差止請求事件について、同裁判所が昭和55年3月10日言い渡した判決添付別紙第二記載の書体にかかる活字および母型を製作し、販売しない。
- 2) 上告人らは、その余の請求を放棄する。

このような内容による最高裁における和解の意義は大きい。けだし、最高裁としては、従来存する文字書体と区別することができる創作性のある書体（タイプス）は、文字自体は無体物であるとしても、自他商品を識別する商品表示たり得ると考え、その書体はすでに十分周知性を有し、被告の活字は出所の混同を起すおそれがあるものと考えたからである。

したがって、この最高裁における前記内容による和解は、今後タイプフェイスをめぐる不正競争防止法の適用に大きな弾みを与えたといえる。

「写植機用文字書体」（モリサワ対エヌ・アイ・シー）著作権確認等請求事件：大阪地判平成1年3月8日棄却／大阪高和解平成2年3月20日（無体裁集21巻1号3頁、牛木「タイプフェイス事件」著作権研究20号139頁1993）→文字書体の著作権の確認請求に対し、不法行為の法理を適用した保護の可能性を示唆したが、本件では否定した。しかし、高裁で和解した。

・原告は、1966年7月ころ、台湾等東南アジア向けの写植機用文字盤に搭載する文字の亜細亜中明朝体文字および亜細亜太ゴシック体文字（合計約8400字）について、それぞれ統一性のある書体を完成した。原告は、この書体を搭載した写植機用文字盤を写真植字機に組み込んで販売したり、写植機用文字盤そのものを補充用として単独で販売することもあった。

被告は、1979年10月ころ台湾の訴外公司に対し、CG-NIC漢字情報処理電算写植システムに搭載すべき文字（合計1万6000字）についての書体の製作を依頼し、翌1980年9月ころにこれを完成させ、その書体を搭載した写植機用文字盤を製造販売した。

原告は、原告が写植機用文字書体の2411字について著作権を有することを原・被告間で確認すること、併わせてこれらの文字書体を被告が販売する電算植字システムに搭載しないことを求め、また損害賠償の支払を求めた。

・これに対し、大阪地裁は次の事実を認定した。

1) 一見して、よく似ているという印象を受ける。しかし、原告書体は、一般の実用的な印字を目的とする写植機に搭載された一組の実用文字に関するものである。実

用文字の書体の製作は、「伝承」90%、「改良」10%といわれているから、現在の定型化、規格化された文字書体を前提とし、その枠内で行われるのが通例である。

- 2) 原告が、5500字ないし6000字を一組とした文字について統一性のある新しい書体を制作するためには、少なくとも2年を下らない年月を費やした。
- 3) 被告書体の中には、均衡がとれていない構成の原告書体と同じような特徴をもった文字が70字余り含まれている。しかし、部首やつくりの接触に関し、原告書体のそれと反対の特徴を示す文字が80字余り含まれている。

その結果、裁判所は次のように判示した。

- 1) 著作権法の保護の対象になるものがあるとするれば、それは、文字本来の情報伝達機能を発揮するような形態で使用されたときの見やすさ、見た目の美しさをもつだけではない。それとは別に、文字がもっている本来の情報伝達機能を失わせる程のものであることまでは必要でないけれども、当該書体それ自体が、これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的創作性を持ったものでなければならない。

原告書体については、それが製作される以前からあった他社製品の同種印刷活字文字や写植用文字等の書体に比べて、どこがどのように異なるのか、それらの文字に特有な創作的デザイン要素は何なのか、その創作性の内容を具体的に確定できるだけの資料はない。

原告書体が実用性の強いものであって、前にいう程度の美的創作性を有しないものであることは明らかであるから、原告の原字全体および原告の各書体はいずれについても著作物性を認めることはできない。

- 2) 原告書体のような実用的な文字の書体も、その創作者はそれをよりよくその実用目的にかなうもの、より見やすく美しいものにするために、様々な観点から創意工夫を凝らし、新しい書体の製作や改良に努める。その製作や改良の作業には多くの労力と時間そして費用をかける。写植業界等では、他人が製作した書体の文字を使用する場合には、その製作者ないし保有者使用の許諾を求め対価を支払うことが広く行われるようになってきている。

したがって、創作性の認められない書体であっても、真に創作性のある書体が他人によって、そっくりそのまま無断で使用されているような場合には、不法行為の法理を適用して保護する余地はあると解するのが相当である。すると、一見被告書体が原告書体に似ていることは否定できないとしても、だからといって、直ちにこれをそっくりそのまま流用したものであると断じることはできない。

・この事件は、控訴審において、次の内容によって和解した。

- 1) 被控訴人は、控訴人が控訴人主張のモリサワ書体と称する写植用文字書体（原判決別紙一覧表下段表示のもの）を創作したという、控訴人の立場を尊重する。
- 2) 当事者双方は、今後他社創作にかかる写植用文字書体を利用する場合、右創作会社の了解を得る慣行を作るべく、努力する。
- 3) 被控訴人は、控訴人に対し、本件紛争に立ち到ったことにつき、遺憾の意を表する。

この和解によって、被控訴人（被告）は事実上当該文字盤の製造販売を中止することになったから、実質的には原告（控訴人）の勝訴に終わったといえる。

「写植機用文字盤」（写研対リョービ）不競法違反差止請求事件：東京地判昭和63年1月22日認容／東京高判平成1年1月24日控訴棄却／最高判平成2年7月20日棄却→文字盤の商品性を認め、不正競争を認定

・昭和38年、原告は、文字盤の小型軽量化を狙って、それまで全体が正方形かそれに近い形状で、縦横に棧が入って12区画か4区画に分けられていた文字盤に対し、全体が長方形のスマートで安定感を与えた形状で、縦横の棧や区画がなく、さらに左右枠の縦方向の部分は、その中央部の約2分の1の長さにあたって凹みが形成されるとともに対角線上の2個所にピン穴が設けられた文字盤を発表した。また、文字の配列も、使用頻度の高い平仮名、数字、アルファベット、記号、漢字の配列位置を工夫し、さらに1、2級の漢字2862字だけで構成した。また、朱色の見出表示を全面にあたって表わした。この文字盤は、「スピカ」・「パポ」と呼ばれる写植機に搭載して発売された。

被告は昭和54年秋、原告の文字盤と同一形状の同一配列から成る文字盤を製造販

売した。この文字盤にはまた、殆んど同様の仕切位置に朱色の見出し表示が設けられていた。書体だけはやや違うものであった。

原告は、被告の行為を奴隸的模倣と呼び、原告商品の声価に只乗りしようとする不正競争の意図を主張した。

これに対し被告は、全体の形状は極めてありふれたものであり、その文字配列は一見して識別不能であり、しかも採字効率のための技術的機能によるものであるから、原告の文字盤の形態には出所表示機能はないと争った。また、文字盤には被告の社名、商標、書体コードが記されていたこと、流通上は各社の代理店は別であること、文字盤の選択は書体が基本になるから、メーカーの書体コードによって注文されること等を理由として、商品出所の混同はないと主張した。

さらに被告は、原告と同一形状で同一配列でしかも朱色見出しを付けた文字盤の製造販売を開始した動機を、被告の書体を原告の機械で使いたいという需要者の強い互換性の要求にあったこと、これによって異なる書体を用いた「混植」が容易にできるようにしたのであるから、原告の主張は自由競争を排除せんとするものと主張した。

これに対し、東京地裁は、原告の主張を認め、被告に当該文字盤の製造販売を禁止する判決をした。

判決は、原告文字盤の形態の周知性について、その文字盤は、枠が長方形で、縦枠の左右中央に凹みがあり、枠の内側には棧による区分けがなく、また下側中央部には凸形状に平仮名が配置され、そのまわりに漢字が配置されている点が、他社製品と識別しうる顕著な特徴といえ、この形態は一次的には商品の構造そのものであるが、二次的には商品の出所を表示する機能を有し、原告の文字盤であることを示す表示として、写植業者間に広く認識されていた。そして、被告の文字盤は原告のそれと同一の形態的特徴をもっているから、自他商品の混同を生じさせるおそれがあると考えた。この認定は、被告の文字盤に社名、商標、書体コードが記載され、流通経路が異なるとしても変わらないとした。

なお、写研はリョービが有する「文字盤」の登録意匠に対し、自社の公知の「文字盤」に類似するとして登録無効の審決を得た。

F D 搭載文字書体不競法差止請求事件（モリサワ対山内一成）：東京地決平成5年6月25日仮処分申請却下／東京高決平成5年12月24日抗告認容➡無体物の商品性を認定

・「商品」とは、経済的価値を肯定されて取り引きの対象となるものであるから、有体物に限定されなければならないとする合理的な理由はなく、無体物であっても経済的価値が社会的に承認され、独立して取り引きの対象となっている場合は、不競法は「商品」を定義していない以上、無体物もまた商品たり得ると解釈できる。そして、書体の取り引きの実情を見ると、印刷業者、新聞社、プリンターメーカーらは、多くの書体の中から特定の書体を選択し、その書体メーカーと有償の使用許諾契約を締結して使用しているから、書体は正に経済的価値を有するものとして独立した取り引きの対象となると認定した。

・当該書体が商品たることの「表示性」を有するかについては、この書体が関係業界の一般的な概説書にモリサワの代表的な書体として、写研やリョービの書体と並べて紹介されているから、書体自体の形態的特徴によって商品の表示性を有することになる。当該書体はF Dに固定されているが、購入者は出力表示をして書体の形態的特徴を視覚的に認識した上で購入の可否を決定することから、これをもって商品たることの表示性はある。各書体には名称が付されているが、それは取り引き上の商品特定の符号にすぎないから、その書体名をもって書体の取り引きがなされるからといって、書体の形態的特徴を否定する根拠とはならないと認定した。

・書体の「周知性」については、表示性の延長線から関係業者間には周知となっており、また多くのレーザープリンターメーカーの標準搭載書体として採用されていることも周知性を裏付けるものと認定した。

・書体の「類似性」については、特に抽出した15文字の拡大した書体を両者間のみならず、モリサワ書体を写研、モトヤなど他社の書体にも重ね合わせテストをした結果、両書体の場合は一部の線に差異が見られるが、ほとんど重なり合うものだから、酷似しているといえる。まして拡大しない場合には、両書体を区別することは困難であるから、両者は同一といって差しつかえないと認定した。

・他人の商品との「混同性」については、両書体が同一であることから、需要者は、

被控告人から書体使用の製造許諾ないし販売提携などの緊密な営業上の関係があることを誤信することが十分予測されるから、混同のおそれがあると認定した。

・その結果、裁判所は、被控告人によるその書体の販売行為は不競法1条1項1号の要件を全部充足する不正競争行為に該当するから、保全の必要性があることを認め、500万円の保証を立てることを条件に、被控告人に対し各書体を入力したFD、OMDその他の読み出し用メモリーを製造、販売してはならないことを命令した。これによって、モリサワは全面的な逆転勝利を得たのである。

文字書体著作権侵害差止等請求（本訴・反訴）（写研対モリサワ）事件：大阪地判平成9年6月24日棄却／大阪高判平成10年7月17日控訴棄却／最高判平成12年9月7日上告棄却

・写研とモリサワは、わが国において古くから新書体の開発と制作に尽力し、当業界をリードしてきた両社が、それぞれ独自に創作した各文字書体について、互いに相手の無断使用を理由に、著作物の著作権侵害を主張して争った本訴事件と反訴事件である。

・本訴事件においては、写研が原告、モリサワ及びモリサワ文研が被告となった。写研は、「ゴナU」と「ゴナM」という名称の文字書体に美術の著作物としての保護を求め、モリサワがFDに記録し、モリサワ文研が写植用文字盤に搭載した「新ゴシック体U」と「新ゴシック体L」という名称の書体は、著作権侵害であると主張した。

・これに対し、モリサワも一般論としては、創作性のある書体は著作権法によって保護されるものであることを争わなかった。つまり、当事者間では、書体は美術の著作物の一種として著作権法による保護があることを認め合った訴訟をした。

これに対し大阪地裁はまず、文字書体が美術の著作物として著作権の保護を受けるか否かは著作権法規定の解釈適用の問題であることを理由に、「裁判所は当事者の主張に拘束されずに判断できることはいうまでもない」と判示した。これは、当事者弁論主義を採る民事訴訟であっても、法律適用の解釈問題に及ぶときは、当事者の主張に拘束されることなく、裁判所は独自の立場で考えることができることを意味する。

[大阪高裁の判断]

大阪高裁は、大阪地裁の判断をやや修正して次のように述べている。

- 1) ゴナ等のようなタイプフェイスは、個々の漢字、仮名、アルファベット等の字体を実際に印刷などに使用するために、統一的なコンセプトに基づいて制作された文字や記号の一組のデザインで、大量に印刷、頒布される新聞、雑誌、書籍等の見出し及び本文の印刷に使用される実用的な印刷用書体であり、その性質上、万人にとって読解可能で読みやすいという文字が本来有する情報伝達機能を備えることが最低限必要で、何よりも重視される。

したがって、その形態については、そこに美的な表現があるとしても、情報伝達という実用的機能を十全に発揮し、特定の文字として認識され得るように、字体を基礎とする基本的形態を失ってはならないという制約を受ける。書体における創作性は、情報伝達機能を発揮するような形態で使用されたときの見やすさ、見た目の美しさ、読み手に与える視覚的な印象等の実用的な機能を発揮させることを目的とし、その目的にかなう手段として一定の特性を持たせるという側面が大きい。

書体のデザイナーは、その制作において、骨格の決定、文字を形成する縦線・横線等のウエイト、へん・つくりのバランス、はらい等のエレメントのバランス、字画の多少によるウエイトの調整等の工夫を行うものであり、それにはかなりの労力・時間・費用を要するものであることは推察するに難くない。

しかし、書体は、字体を分かりやすく、読みやすいものとして表現しなければならないということから来る大きな制約があり、骨格の決定においても、字体から遊離することは許されず、その裁量の幅は大きくなく、過去に成立した各種書体から大きな差異を創出する余地もあまりない。

- 2) このような書体に内在する制約や書体の実用的機能を考えると、書体は、純粹美術として成立する「書」とは趣を異にし、一般的に、知的・文化的活動の所産として思想又は感情を創作的に表現する美術作品としての性質まで有するに至るものではないから、これに著作権の成立を認めることは困難といわなければならない。

仮に、書体に著作権の成立を肯定すると、類似した著作権が、成立時期も不明確なまま、数多く、かつ権利者が法人であれば50年、個人であれば更に長期にわたって成立し得ることとなり、その登録制度もない我が国においては、著しい混乱を誘

発するおそれがあり、結果的に、広く利用されるべき文字の使用自体にも支障をもたらすおそれがある。さらに、このような書体が印刷物等における言語の著作物に常に伴う関係にあることからして、言語の著作物の利用にも支障を生ずる事態も考えられる。このような観点からも、書体について著作物性を肯定し得る余地があるとしても、相当の制約を受けざるを得ない。

- 3) したがって、それ自体が美的鑑賞の対象となる「書」の範疇に入るようなものは格別、ゴナのような印刷用書体であってなお美術の著作物として著作権保護を受けるとあるとすれば、それは、文字が本来有する情報伝達機能を失うほどのものであるとまでは必要でないが、本来の情報伝達機能を発揮するような形態で使用されたときの見やすさ、見た目の美しさとは別に、実用性の面を離れてもなお当該書体それ自体が一つの美術作品として美的鑑賞の対象となり得ることが社会通念上認められるものでなければならない。そのためには、これを見る平均的一般人の美的感興を呼び起こし、その審美感を満足させる程度の美的創作性を持ったものである必要がある。

〔最高裁の判断〕

最高裁は、前記控訴審の判決理由を繰返すように、次のように述べている。

- 1) 著作権法 2 条 1 項 1 号は、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」を著作物と定めるところ、印刷用書体がここにいう著作物に該当するというためには、それが従来の印刷用書体に比して「顕著な特徴を有するといった独創性を備えることが必要」であり、かつ、「それ自体が美術鑑賞の対象となり得る美的特性を備えていなければならない」と解するのが相当である。

印刷用書体についてこの独創性を緩和し、実用的機能の観点から見た美しさがあれば足りるとすると、この印刷用書体を用いた小説、論文等の印刷物を出版するためには、印刷用書体の著作者の氏名の表示及び著作権者の許諾が必要となり、これを複製する際にも著作権者の許諾が必要となり、既存の印刷用書体に依拠して類似の印刷用書体を制作し又はこれを改良することができなくなるおそれがあるから、著作物の公正な利用に留意しつつ、著作者の権利の保護を図り、もって文化の発展

に寄与しようとする著作権法の目的に反することになる。

また、印刷用書体は、文字の有する情報伝達機能を発揮する必要があるために、必然的にその形態には一定の制約を受けるものであるところ、これが一般的に著作物として保護されるものとすると、著作権の成立に審査及び登録を要せず、著作権の対外的な表示も要求しない我が国の著作権制度の下においては、わずかな差異を有する無数の印刷用書体について著作権が成立することになり、権利関係が複雑となり、混乱を招くことが予想される。

- 2) これを本件についてみると、原審の確定したところによれば、一組の書体（ゴナU）及び一組の書体（ゴナM）は、従来から印刷用の書体として用いられていた種々のゴシック体を基礎とし、それを発展させたもので、「従来のゴシック体にはない斬新でグラフィカルな感覚のデザインとする」とはいうものの、「文字本来の機能である美しさ、読みやすさを持ち、奇をてらわない素直な書体とする」という構想の下に制作され、従来からあるゴシック体のデザインから大きく外れるものではない。

したがって、上告人書体は、前記の独創性及び美的特性を備えているということにはできないから、著作権法2条1項1号所定の著作物に当たるということはできない。また、このように独創性及び美的特性を備えていない上告人書体が、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約上保護されるべき「応用美術の著作物」であるということもできない。